

大阪市告示第1582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月19日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
中之島線	北区中之島5丁目 14番の2地から 同区同 58番の4地先まで (別紙参考図参照)	旧	m 8.18～ 18.57	m 352.12
		新	20.16～ 23.91	352.12

(建設局総務部管財課)